

次期ごみ処理施設整備基本構想及び 三木市循環型社会形成推進地域計画策定業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、次期ごみ処理施設整備基本構想及び三木市循環型社会形成推進地域計画策定業務（以下「本業務」という。）を受託する事業者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

本業務は三木市（以下「本市」という。）のごみ処理行政に大きな影響を及ぼす次期ごみ処理施設の建設に向けた基礎資料となる基本構想と循環型社会形成推進交付金制度に基づいた地域計画を策定するものである。よって、価格競争だけではなく、豊富な経験と高い専門性を有する民間の事業者の提案を総合的に評価し、本業務を円滑に遂行できる事業者を選定することを目的とする。

3 業務概要

(1) 業務名

次期ごみ処理施設整備基本構想及び三木市循環型社会形成推進地域計画策定業務

(2) 業務期間

契約締結日の翌日から令和3年3月26日まで

(3) 委託料の上限額

13,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 業務内容

「次期ごみ処理施設整備基本構想及び三木市循環型社会形成推進地域計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) プロポーザル公告日時点において指名停止処分を受けておらず、かつ、契約締結の日までの間に指名停止処分を受ける見込みがないこと。
- (4) プロポーザル公告日時点において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て（以下「更生手続き開始の申立て」という。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て（以下「再生手続き開始の申立て」という。）がなされておらず、かつ、契約締結の日までの間

に更生手続き開始の申立て又は更生手続き開始の申立てがなされる見込みもないこと。

- (5) 三木市暴力団排除条例（平成 24 年三木市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者が経営に関与していないこと。
- (6) 建設コンサルタント登録規程による建設コンサルタントの「廃棄物部門」の登録を受けていること。
- (7) 一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会に登録していること。
- (8) 5 年以内（平成 27 年 4 月 1 日以降に契約し、令和 2 年 3 月 31 日時点で業務が完了しているもの。）にごみ処理施設整備基本構想及び循環型社会形成推進地域計画の策定業務の受注実績があること。

5 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおり。なお、発注者の都合により、予定を変更する場合がある。

実施内容	期日等
プロポーザル公告 (実施要項の公表)	令和 2 年 5 月 12 日 (火)
質問の受付期間	令和 2 年 5 月 12 日 (火) ～ 5 月 18 日 (月) 午後 5 時まで
質問書に対する回答	令和 2 年 5 月 22 日 (金)
参加表明書の提出期限	令和 2 年 5 月 26 日 (火) 午後 5 時まで
一次審査 (書類審査)	令和 2 年 5 月 27 日 (水)
一次審査結果通知	令和 2 年 5 月 29 日 (金)
企画提案書の提出期限	令和 2 年 6 月 3 日 (水) 午後 5 時まで
二次審査 (プレゼンテーション)	令和 2 年 6 月 8 日 (月)
事業者選定	6 月中旬
審査結果通知	6 月中旬
契約締結	6 月下旬

6 実施要領等の配布

- (1) 配布期間
令和2年5月12日（火）から
- (2) 入手方法
三木市ホームページからダウンロード
三木市ホームページ：<http://www.city.miki.lg.jp/>

7 質問の受付及び回答方法

本業務に関する質問は、参加表明する予定がある者が、次のとおり行うこと。

- (1) 質問方法
質問書（様式第1号）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより提出すること。なお、メールの件名は、「(事業者名) プロポーザル質問書の送付（第〇回）」とし、事業者名と質問の回数がかかるようにすること。
- (2) 提出先
三木市市民生活部生活環境課
メールアドレス：seikatsukankyo@city.miki.lg.jp
- (3) 受付期間
令和2年5月12日（火）～5月18日（月）午後5時まで
- (4) 回答方法
回答は、全ての質問を取りまとめたうえで、一括して令和2年5月22日（金）に三木市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で大きな影響を及ぼすと判断されるものは、随時、全ての質問者に回答するものとする。
なお、質問のあった事業者名は公表しない。

8 参加表明書等の提出について

- (1) 提出期限
令和2年5月26日（火）午後5時まで
- (2) 提出書類
次の(ア)から(ク)までの書類を提出すること。
 - (ア) 参加表明書（様式第2号）
 - (イ) 会社概要書（様式第3号）
 - (ウ) 業務実施体制表（様式第4号）
 - (エ) 配置予定者調書（様式第5号及び様式第5号の2）
 - (オ) 業務実績調書（様式第6号）
 - (カ) 暴力団排除に係る誓約書（様式第7号）
 - (キ) 建設コンサルタントの「廃棄物部門」への登録がわかる書類（写し等）
 - (ク) 一般社団法人持続可能社会推進コンサルト協会への登録がわかる書類（写し等）

- (3) 提出部数
1部
- (4) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便、期限内必着）
※窓口受付は、平日午前8時30分～午後5時までの間とする。
- (5) 提出先
〒673-0492
兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市市民生活部生活環境課 宛
- (6) 辞退
参加表明書を提出した後、都合により辞退する場合は、速やかに代表者印等を押印した参加辞退届（様式第2号の2）を持参又は郵送により提出すること。

9 企画提案書の提出について

ア 提出期限

令和2年6月3日（水）午後5時まで

イ 提出書類

提出書類に記載する表現については、専門知識を有しない者でも理解できるよう、専門用語は極力使用せずによりわかりやすい内容とすること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合は、注釈をつけること。

また、提出書類については、次の(ア)～(エ)の順に綴じること。添付書類がある場合は、(エ)の後ろに重ねること。

(ア) 企画提案書表紙（様式第8号）

(イ) 目次（任意様式）

(ウ) 企画提案書（任意様式）

文字サイズ12ポイントを基本とし、A4サイズ（A3サイズを使用する場合は、片袖折りとすること。）縦型横書き（縦長綴じ）、片面カラー印刷とすること。また、企画提案書は20ページ以内とし、ページ番号を付すこと。内容については、「仕様書」と「審査基準表」を熟読し、以下のa～dについて記載すること。

a 基本的事項について

b 提案事項について

- ・ごみ処理施設の処理方式について
- ・焼却エネルギー回収方式及び活用方法について
- ・ごみ処理施設建設候補地について

c 独自提案事項について

- ・災害時のごみ処理施設の活用について
- ・地域に貢献できる付加価値の創造について
- ・その他自由提案

d 循環型社会形成推進地域計画の策定について

(エ) 見積書（様式第9号）

- ウ 提出部数
12部（原本1部を含む。）
- エ 提出方法
持参又は郵送（書留郵便、期限内必着）
※窓口受付は、平日午前8時30分～午後5時までの間とする。
- オ 提出先
〒673-0492
兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市市民生活部生活環境課 宛

10 審査等及び選定

次の審査等により、最も適していると認められる受託候補者を選定する。

(1) 書類確認

- ア 実施日
令和2年5月28日（木）
- イ 確認方法等
参加表明書を提出した事業者（以下「参加者」という。）について、三木市生活環境課において書類確認を実施する。
- ウ 書類確認の結果通知《令和2年5月29日（金）》
確認結果については、書面と電話連絡により通知する。

(2) 企画提案審査（プレゼンテーション）

- ア 実施日
令和2年6月8日（月）
※実施時間などの詳細は、後日通知する。
※会場についてはソーシャルディスタンスが十分にとれる大会議室を準備する。
- イ 審査方法等
企画提案書を提出した事業者（以下「提案者」という。）について、次の方法により審査を行う。
 - (ア) 審査委員会による審査により、受託候補者及び次点者を選定する。
 - (イ) 1提案者当たり、プレゼンテーション30分以内、質疑応答（評価を含む。）20分程度とし、出退及び機器準備を含めて60分以内とする。
 - (ウ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
 - (エ) 企画提案審査（プレゼンテーション）は、非公開とする。
- ウ 企画提案審査の結果通知（令和2年6月中旬）
審査結果については、書面により通知する。
- エ その他
 - (ア) 企画提案審査における説明者は、本業務の従事予定者（主たる担当者を含め3名以内）とする。

- (イ) プレゼンテーションにおいてパソコン等の機器を使用する場合は、提案者側で準備すること（会場とスクリーン及びマイクは、市で準備する。）。
- (ウ) テレビ会議システムにてプレゼンテーションを実施する場合は受け入れる。ただし、機材等の準備は提案者側で準備すること（会場とスクリーン及びマイクは、市で準備する。）。
- (エ) パソコン（パワーポイント等）を使用してプレゼンテーションを行う場合の資料（データ）については、提出書類のうち、企画提案内容書と同様のものとする。ただし、参加表明の際に提出した、会社概要書、業務実施体制表、配置予定者調書及び業務実績調書（同様の内容であれば、表現形式の変更可）については、追加することができるものとする。
- (オ) 当日の資料追加は、認めないものとする。

(3) 審査基準

別紙1「審査基準表」による。

(4) 選定基準

- ア 企画提案審査における評点（審査委員会委員の評点の合計）をもって提案者の評点とする。
- イ 評点が最も高い提案者を受託候補者とし、次に評点が高い提案者を次点者とする。ただし、評点と同じ提案者が複数あった場合は、見積金額の低い提案者を上位とする。それでも差が無い場合は、くじ引きにより選定する。

1 1 失格事項

次に掲げる要件のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) この要領に定める参加資格を満たさない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 提出書類に不備があり、提出期限までに補完されなかった場合（軽微な場合を除く。）
- (4) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく審査に反する行為がある場合

1 2 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、市と受託候補者とで細部について調整を行い、委託条件を協議の上、契約を締結できるものとする。
- (2) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、提出書類に虚偽の報告があったとき又は協議が調わないときは、その選定を取り消すとともに、次点者と調整協議の上、契約を締結するものとする。
- (3) 企画提案の手続に関する書類の作成及び提出に係る費用その他本プロポーザルに要する費用は参加者の負担とする。

- (4) 提出された書類は、審査、説明等のために、その写しを作成し、使用することができる。
- (5) 提出期限（市が別途追加資料の提出を求めた場合は、その提出期限）後の提出書類の差替え及び再提出は認めないこととし、提出された書類は返却しない。
- (6) 審査結果は、市のホームページにおいて、受託者の事業者名及びその合計得点並びにその他の提案者の合計得点を公表する。なお、事業者名を公表するのは受託事業者のみとし、その他の提案者は事業者 A、B、C... と表記する。
- (7) 受託者から提出された企画提案内容書は、三木市情報公開条例（平成 11 年三木市条例第 1 号）の規定に基づき公開する。また、当該提出書類以外のプロポーザル実施に関する情報（受託者以外の提案者から提出された企画提案内容書を含む。）は、同条例の規定に基づき提案者と個別の協議のうえ、公開することがある。

1 3 問合せ先

〒 6 7 3 - 0 4 9 2 兵庫県三木市上の丸町 10 番 30 号

三木市市民生活部生活環境課 担当：荒田、増田

電 話 0 7 9 4 - 8 2 - 2 0 0 0（内線：2384、2293）

メール seikatsukankyo@city.miki.lg.jp

企画提案審査の審査基準表

(1) 次期ごみ処理施設整備基本構想

審査項目	内容	主な評価基準(着眼点)	配点
基本的事項	業務実施方針	近年の国や兵庫県の動向と整合性を図りつつ、本市の状況を把握・理解し、本業務に対する妥当性のある方針が示されているか。	10
	業務実施体制	業務実施予定者が、本業務について、豊富な経験や実績を有しているか。	5
		業務遂行のための適切な体制(人員配置及び役割分担)となっているか。	5
	業務実施スケジュール	業務完了までのスケジュールが明確に示されているか。	5
	業務の進め方	業務の内容や進め方が明確に示されているか。	10
提案	ごみ処理施設の処理方式について	近年の技術的動向を踏まえた上で、三木市が採用できる処理方式となっているか。	10
	ごみ処理工程からのエネルギー回収方式及び活用方法について	近年の技術的動向を踏まえた上で、三木市が採用できるエネルギー回収方式となっているか。	10
		エネルギーを効率的に活用する方法が提案がされているか。	10
	ごみ処理施設建設候補地について	三木市の現状を踏まえた上で、効率的な建設候補地が提案されているか。	10
独自提案	災害時のごみ処理施設の活用について	斬新で実現可能な提案がされているか	10
	地域に貢献できる付加価値の創造について	斬新で実現可能な提案がされているか	10
	その他自由提案	斬新で実現可能な提案がされているか	10
その他	質疑応答	質問に対する応答が迅速かつ明確で、業務の正確性や業務遂行能力及びコミュニケーション能力の高さが感じられるか。	5
	見積価格	適正な価格が提示されているか。	10
小計			120

(2) 三木市循環型社会形成推進地域計画

審査項目	内容	主な評価基準(着眼点)	配点
基本的事項	業務実施体制	業務実施予定者が、本業務について、豊富な経験や実績を有しているか。	5
		業務遂行のための適切な体制(人員配置及び役割分担)となっているか。	5
	業務実施スケジュール	業務完了までのスケジュールが明確に示されているか。	5
その他	質疑応答	質問に対する応答が迅速かつ明確で、業務の正確性や業務遂行能力及びコミュニケーション能力の高さが感じられるか。	5
	見積価格	適正な価格が提示されているか。	10
小計			30
合計			150

評価点の得点化方法

評価	評価の意味合い	得点化方法
A	当該評価項目において、大変優れている。	各項目配点×1.0
B	当該評価項目において、やや優れている。	各項目配点×0.7
C	当該評価項目において、一定の評価ができる。	各項目配点×0.4
D	当該評価項目において、あまり評価できない。	各項目配点×0.1

(様式第1号)

送付先：三木市市民生活部生活環境課
E-MAIL：seikatsukankyo@city.miki.lg.jp
件名：(事業者名) プロポーザル質問書の送付 (第〇回)

令和 年 月 日

質 問 書

次期ごみ処理施設整備基本構想及び三木市循環型社会形成推進地域計画策定業務公募型プロポーザルに関し、次のとおり質問します。

事業者名		
(ふりがな) 担当者氏名		
担当者連絡先	所属	
	電話	
	E-MAIL	

No.	資料名/該当頁	質問内容

【記載上の注意】

- ・質問内容は箇条書きで記載してください。
- ・対象資料名(実施要項・仕様書)、該当ページ、質問内容を記載してください。
- ・質問内容ごとに仕切り線を入れてください。
- ・欄が不足する場合は、この様式で任意に追加してください。
- ・質問書は、5月18日(月)午後5時までに、メールで送付してください。

三木市長 様

参加表明書

次期ごみ処理施設整備基本構想及び三木市循環型社会形成推進地域計画策定業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、プロポーザルに参加することを表明します。なお、実施要項に定める参加資格要件を全て満たしていること、及び提出書類の記載内容について事実と相違ないことを誓約します。

参加表明書提出者	所在地(住所)			
	事業者名			
	代表者 職・氏名	印		
	業務担当者	書類等 送付先	〒	
		所属		
		氏名		
電話				
E-MAIL				

【記載上の注意】

- ・代表者印等を押印してください。
- ・業務担当者欄は、当プロポーザルに関する連絡先及び書類の送付先を記入してください。
- ・参加表明書を提出後に当プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第2号の2）を提出してください。

(様式第2号の2)

令和 年 月 日

三木市長 様

所在地（住所）

事業者名

代表者 職・氏名

印

参加辞退届

次期ごみ処理施設整備基本構想及び三木市循環型社会形成推進地域計画策定業務公募型プロポーザルについて、参加表明書を提出しましたが、都合により辞退します。

辞退理由

【記載上の注意】

- ・代表者印等を押印してください。
- ・辞退理由は、簡潔に記載してください。

(様式第3号)

令和 年 月 日

会社概要書

所在地(住所)			
事業者名			
代表者名		創立年	
資本金		従業員数	(令和2年4月1日時点)
支店等の拠点			
業務概要等			

【記載上の注意】

- ・上記欄に記載の上、パンフレット等会社の概要がわかるものを添付してください。

業務実施体制表

事業者名

配置予定者	氏名	経験年数	担当する業務内容
業務責任者		年	
業務担当者		年	
業務担当者		年	
業務担当者		年	
業務担当者		年	

再委託又は協力予定事業者がいる場合は、以下に記載してください。

再委託先等			
再委託する業務の内容			
配置予定者	氏名	経験年数	担当する業務内容
業務担当者		年	
業務担当者		年	

【記載上の注意】

- 業務責任者及び業務担当者を各1名以上配置することとし、その配置予定者全員を記載してください。
- ごみ処理施設整備基本構想等の策定は、廃棄物処理に関する幅広い知識や経験が必要となることから、これらを踏まえた業務実施体制について、十分に配慮してください。
- 欄が不足する場合は適宜追加してください。

(様式第5号)
(業務責任者用)

令和 年 月 日

配置予定者調書

事業者名			
氏名			
保有資格等			
業務実績			
業務名	発注者	業務概要	契約期間
		(うち担当した業務内容)	年度 ～ 年度
		(うち担当した業務内容)	年度 ～ 年度
		(うち担当した業務内容)	年度 ～ 年度
		(うち担当した業務内容)	年度 ～ 年度
手持ち業務の状況 (令和2年4月1日現在)		(合計	件)
業務名	発注者	業務概要	業務担当期間
		(うち担当する業務内容)	年 月 ～ 年 月
		(うち担当する業務内容)	年 月 ～ 年 月
		(うち担当する業務内容)	年 月 ～ 年 月
本業務負担割合()%		+ 手持ち業務負担割合()%	=100%

【記載上の注意】

- ・業務実績欄は、平成27年4月1日以降に契約し、令和2年3月31日時点で業務が完了しているもので、ごみ処理施設整備基本構想及び循環型社会形成推進地域計画の策定業務について記載してください。
- ・欄が不足する場合は、この様式で適宜追加してください。
- ・業務実績及び保有資格については、それを証する書類の写しを添付してください（業務実績については業務実施体制表など）。

(様式第5号の2)
(業務担当者用)

令和 年 月 日

配置予定者調書

事業者名			
氏名			
保有資格等			
業務実績			
業務名	発注者	業務概要	契約期間
		(うち担当した業務内容)	年度 ～ 年度
		(うち担当した業務内容)	年度 ～ 年度
		(うち担当した業務内容)	年度 ～ 年度
		(うち担当した業務内容)	年度 ～ 年度
手持ち業務の状況 (令和2年4月1日現在)		(合計	件)
業務名	発注者	業務概要	業務担当期間
		(うち担当する業務内容)	年 月 ～ 年 月
		(うち担当する業務内容)	年 月 ～ 年 月
		(うち担当する業務内容)	年 月 ～ 年 月
本業務負担割合()%		+ 手持ち業務負担割合()%	=100%

【記載上の注意】

- ・業務実績欄は、平成27年4月1日以降に契約し、令和2年3月31日時点で業務が完了しているもので、ごみ処理施設整備基本構想及び循環型社会形成推進地域計画の策定業務について記載してください。
- ・欄が不足する場合は、この様式で適宜追加してください。
- ・業務実績及び保有資格については、それを証する書類の写しを添付してください（業務実績については業務実施体制表など）。

業 務 実 績 調 書

事業者名

1	発注者			
	業務名			
	契約年度	年度	契約期間	年度 ~ 年度
	契約金額	円(地方消費税及び地方消費税を含む。)		
	業務概要			
2	発注者			
	業務名			
	契約年度	年度	契約期間	年度 ~ 年度
	契約金額	円(地方消費税及び地方消費税を含む。)		
	業務概要			
3	発注者			
	業務名			
	契約年度	年度	契約期間	年度 ~ 年度
	契約金額	円(地方消費税及び地方消費税を含む。)		
	業務概要			
4	発注者			
	業務名			
	契約年度	年度	契約期間	年度 ~ 年度
	契約金額	円(地方消費税及び地方消費税を含む。)		
	業務概要			
5	発注者			
	業務名			
	契約年度	年度	契約期間	年度 ~ 年度
	契約金額	円(地方消費税及び地方消費税を含む。)		
	業務概要			

【記載上の注意】

- ・平成27年4月1日以降に契約したごみ処理施設整備基本構想及び循環型社会形成推進地域計画策定業務の実績（業務が完了しているものに限る。）の全てを記入してください。
- ・本体業務を受託した実績のみを記入してください（アンケート実施業務など、業務の一部を受託した実績は含みません。）。
- ・欄が不足する場合は、用紙を追加してください。
- ・契約書及び業務完了届の写しを添付してください。

(様式第7号)

令和 年 月 日

三木市長 様

所在地(住所)

事業者名

代表者 職・氏名

印

暴力団排除に係る誓約書

次期ごみ処理施設整備基本構想及び三木市循環型社会形成推進地域計画策定業務公募型プロポーザルに参加するに際し、三木市が「三木市暴力団排除条例」、「三木市暴力団排除条例施行規則」、「市契約からの暴力団排除に関する要綱」に基づき、すべての契約等から暴力団等を排除していることを認識したうえで、次のとおり誓約します。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

(誓約内容)

- 1 暴力団(三木市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第2号で規定する暴力団員をいう。)並びに暴力団密接関係者(同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。)が経営に関与していないこと。
- 2 役員が、1に掲げるいずれかに該当するかどうかを確認するため所轄の警察署長へ照会することに合意し、その照会のため役員名簿等を提出すること。
- 3 1に掲げるいずれかに該当する者を下請負人(一次及び二次以降すべての下請負人を含む。)としないこと。

(役員名簿等)

※内容が同じであれば別様式の添付可

(ふりがな) 役員の氏名	生年月日	性別	役職名

【記載上の注意】

- ・代表者印等を押印してください。

(様式第8号)

令和 年 月 日

三木市長 様

企画提案書表紙

次期ごみ処理施設整備基本構想及び三木市循環型社会形成推進地域計画策定業務について、企画提案書等を提出します。

所在地(住所)

事業者名

代表者

職・氏名

印

電話番号

E-MAIL

業務責任者名

提出先：〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市市民生活部生活環境課 宛

提出期限：6月3日(水)午後5時まで

提出書類(以下の順番に綴じてください。)

- 企画提案書表紙(本紙)
- 目次(任意様式)
- 企画提案書(任意様式)
- 見積書(様式第9号)

【記載上の注意】

- ・代表者印等を押印してください。

(様式第9号)

令和 年 月 日

三木市長 様

所在地(住所)

事業者名

代表者 職・氏名

印

見積書

1 業務名：次期ごみ処理施設整備基本構想及び三木市循環型社会形成推進地域計画策定業務

2 見積金額

		百万			千			円

(消費税及び地方消費税を含む。)

3 内訳

業務内容	金額
(1) ごみ処理の現状と課題の整理に関する業務	円
(2) ごみ処理技術の動向に関する業務	円
(3) 施設整備手法の検討に関する業務	円
(4) 新たな付加価値を保有する施設活用の整理に関する業務	円
(5) 概算事業費及び交付金等の検討に関する業務	円
(6) 事業スケジュールの短縮の検討に関する業務	円
(7) ごみ処理施設整備基本構想の策定に関する業務	円
(8) 事業の実施方針の検討について	円
(9) 庁内検討委員会等の企画・運営支援に関する業務	円
(10) 循環型社会形成推進地域計画の策定に関する業務	円
(11) その他構想及び計画策定等において必要な業務	円
(12) 成果品の作成に関する業務	円
(13) 諸経費	円
業務費合計 ①	円
(12) 消費税及び地方消費税 ②	円
見積金額 ③=①+②	円

【記載上の注意】

- ・金額はアラビア数字にて記入してください。
- ・金額の先頭に¥記号を付けてください。
- ・見積書提出以降、金額を変更することはできません。

次期ごみ処理施設整備基本構想及び
三木市循環型社会形成推進地域計画策定業務委託

特記仕様書

令和2年4月

三木市

第1章 総 則

第1節 目的

三木市清掃センターは、平成10年6月から本稼働して以来21年が経過しており、引き続き現施設でゴミ処理を継続するためには大規模な基幹改良工事が必要となっている。改良工事には多額の経費が必要であり、今後求められる処理能力や持続可能な循環型社会に対応するなど、様々な観点から検討した結果、行政として責任をもって一般廃棄物を処理するために、以下のとおり施設整備方針を決定した。

(次期ゴミ処理施設整備基本方針)

- (1) 市単独での新設整備とする
- (2) 施設の供用開始は令和11年度をめざす

上記の方針を基に、三木市総合計画や三木市一般廃棄物処理基本計画及び毎年度の清掃事業概要等を踏まえ、情報の収集や整理、検討、取りまとめ等を行い、将来計画される次期ゴミ処理施設整備や運営に向けて必要となる基本的事項を整理するとともに、今後の施設整備が円滑に図れるよう基礎資料として次期ゴミ処理施設整備基本構想を策定すること及び循環型社会形成推進交付金制度に基づいた三木市循環型社会形成推進地域計画を策定することを目的とする。

第2節 委託業務名

次期ゴミ処理施設整備基本構想及び三木市循環型社会形成推進地域計画策定業務

第3節 委託期限

本業務の委託期限は、契約締結日より令和3年3月26日とする。

ただし、循環型社会形成推進地域計画については、令和3年度認定をめざすことから令和2年10月中旬までに計画素案を完成させること。

第4節 施設の概要

現在、三木市（以下「本市」という。）が管理しているゴミ処理施設の概要は以下のとおり。

施設名称	項目	内容
清掃センター	供用開始年月	平成10年6月
	所在地	兵庫県三木市加佐字八家王山1199番地
	ゴミ焼却施設処理方式	流動床式焼却炉
	処理能力	ゴミ焼却施設 117 t / 日 (39 t / 16 h × 3 系列) 粗大ゴミ処理施設 34 t / 日 (5 h)

第5節 委託の範囲

本委託の業務内容は、第2章に示すものとする。

なお、本業務の受託者は、本仕様書に明記なき事項であっても必要なものについては、本市と協議して実施するものとする。

第6節 準拠法令、規則、規格等

受託者は、本業務の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年1月25日法律137号、改正平成9年法律第85号）、同施行令、同施行規則及びその他関係する法令、規則、細則、規格に従うものとする。

第7節 中立性の義務と秘密保持

受託者は、コンサルタントとしての中立性を厳守すると共に、業務の履行上知り得た秘密事項を第三者にもらしてはならない。

第8節 業務管理

受託者は、専門的な知識を必要とするものについては十分な経験を有する技術者を配置し、秩序正しく業務を遂行するものとする。

管理技術者はそれぞれ技術士法に定める技術士（衛生工学部門のうち選択科目が廃棄物管理又は廃棄物管理計画）の資格を有する社員とし、業務全般にわたり技術的な管理をするものとする。また、照査技術者は技術士（衛生工学部門のうち選択科目が廃棄物管理又は廃棄物管理計画）の資格を有する社員とし、業務内容に関し、精査・検証を行うものとする。

担当技術者は、実務経験3年以上で同種業務の経験を有し、かつ技術士補（衛生工学部門）の資格を有する者を選任すること。

なお、管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。

第9節 協議の解決

受託者は、業務の着手に先立ち、本市担当係員と十分な協議を行うものとするが、履行途上いづれかに疑義が生じた場合は適宜連絡を取り合い、協議を行ったうえ本市の指示に従うものとする。

第10節 議事録

受託者は、打ち合わせ及び協議等の都度、その内容に対する議事録を作成のうえ、速やかに発注者に提出し、確認を受けなければならない。

第11節 成果品の検査と納品

受託者は完了に際し、本市担当係員による成果品検査を受けるものとする。

なお、納品後成果品内容に誤記、誤算があった場合は速やかに訂正し再提出しなければならない。

また、成果品に関しての著作権及び所有権は本市に帰属する。

第12節 引き渡し

受託者は、成果品を納入することによって本業務の引き渡し及び委託業務は完了したものとする。

第13節 届出等

1. 受託者は、業務の着手に際し次の書類を本市へ提出するものとする。
 - 1) 業務着手届
 - 2) 工程表
 - 3) 管理技術者届（資格証の写し及び雇用関係を証明するものを添付すること）
 - 4) 照査技術者届（資格証の写し及び雇用関係を証明するものを添付すること）
2. 受託者は業務の完了に際し、次の書類を本市へ提出するものとする。
 - 1) 業務完了届
 - 2) 納品書
 - 3) 請求書

第14節 成果品

成果品は次のとおりとする。

- | | | |
|------------------------------|-----|-----|
| 1. 次期ごみ処理施設整備基本構想報告書 | A4版 | 30部 |
| 2. 同 概要版 | A4版 | 30部 |
| 3. 庁内検討委員会説明資料 | | 一式 |
| 4. 三木市循環型社会形成推進地域計画書（添付資料含む） | A4版 | 30部 |
| 5. 上記1～4の電子媒体（CD-R） | | 一式 |

第2章 業務内容

第1節 次期ごみ処理施設整備基本構想策定業務

本業務は、本市が今後整備を予定している次期ごみ処理施設の整備概要を基本構想として策定するものである。

具体的には、地域住民との合意形成及び施設整備に係る基本計画策定のための前提となる施設の整備方針等基本的事項を検討整理するものである。また、本市の将来計画に基づき、施設整備に向けてのコンセプトをよりの確にとりまとめ、当該事業実施の合意形成を図るための基礎的資料とするものである。

特に、次期ごみ処理施設では、従来から嫌悪施設と言われてきたマイナスイメージから脱却するために、地域に貢献し、かつ新たな環境を創造する本市独自のコンセプトを確立し、地域住民と一体となって施設整備を進めていくものとする。

第1項 ごみ処理の現況と課題の整理

基本構想策定の基礎となるごみ処理に関する基礎資料の収集・整理を行うと共に施設の老朽化・建設サイクルに付随する問題点などのごみ処理の課題を抽出、整理すること。

(1) ごみ処理状況の把握

ごみ処理体制、ごみの種類別の発生量、ごみの性状、ごみ処理の実績及び施設の状況等を把握すること。

(2) 現状の課題

分別方法・排出状況、収集・運搬、中間処理、最終処分の其々の段階での課題を抽出すること。

第2項 ごみ処理技術の動向

ごみの焼却、溶融、熱分解、RDF（固形燃料化）、メタンガス化等の廃棄物系バイオマス利活用等について最新の技術的動向を把握すること。

(1) 廃棄物、資源化物の運搬・輸送システムの技術動向調査

(2) 中間処理の技術動向調査

(3) 資源化・再利用施設の技術動向調査

(4) 焼却灰・飛灰処理に関する技術動向調査

(5) 最終処分の技術動向調査

(6) ごみ処理工程からのエネルギー回収方式及び活用方法の技術動向調査

第3項 施設整備手法の検討

(1) 基本方針

ごみ処理施設に関する施設整備手法を検討するための基本的な考え方を整理すること。

(2) ごみ量、ごみ質の検証

三木市一般廃棄物処理基本計画を参考に計画目標年次までのごみ量、ごみ質に関しての長期見

通しを検証すること。

(3) 処理技術の適用性の検討

前項の結果に基づいて施設規模を設定し、ごみ処理技術の最新動向を踏まえて適用可能なごみ処理技術の信頼性、安全性、経済性等について検討すること。

(4) 施設整備案の作成

民間活力の導入を含めた施設整備の手法について、想定できる複数の可能性を抽出すること。

(5) 施設整備案の評価

前項で作成された複数の施設整備案を総合的に評価するための評価基準を設定し、比較内容をまとめた一覧表を作成すること。

第4項 新たな付加価値を保有する施設活用の整理

(1) 災害時におけるごみ焼却施設の役割について検討

災害時において安定したごみ処理を可能とする施設の災害対策や運営対策を検討すること。また、災害廃棄物の処理や災害時の防災拠点としての活用についても検討行うこと。

(2) 地域貢献対策等の検討

ごみ焼却施設を建設するに当たり、近年の動向を踏まえ、環境学習ができる施設やリユースの促進施設について検討する。併せて、施設とその周辺環境を利用した憩いの空間の創造についても検討すること。

第5項 概算事業費及び交付金等の検討

(1) ごみ処理施設の建設コスト（必要に応じて、用地取得費も含む）や管理運営コスト（運転管理費、用役費、補修修繕費）について、近年の実勢単価を調査し概算事業費を算定すること。

(2) ごみ処理施設整備事業を進めるにあたり、活用できる交付金等を整理し、本市の負担額の見込みが分かるように内訳を作成すること。

第6項 事業スケジュールの短縮の検討

ごみ処理施設の整備に係る本市が想定しているスケジュールは、ごみ処理施設整備基本計画から施設整備が完了するまでに8年程度と想定している。本スケジュールを効率的に再検討し、無理が発生しない範囲で短縮について検討すること。

第7項 施設整備基本構想の策定について

本市が一般廃棄物処理施設を整備する上で必要となる条件等について整理し、概ね以下の項目で構想をまとめる。

(1) 施設整備の基本方針

(2) 敷地条件の把握及び整理

(3) 計画対象施設（案）の概要

(4) 施設配置計画（案）及び施設イメージの検討

(5) 必要敷地面積の算定

- (6) 施設整備スケジュール
- (7) 施設の概算事業費及び財源計画
- (8) 維持管理計画の検討
- (9) 関係する法令等

第8項 事業の実施方針の検討

次期ごみ処理施設の基本構想策定にあたり、本事業の整備方針として公設公営施設としての整備・運営、DBO方式及びPFI方式による施設の整備・運営等について比較検討を行い、今後の事業の進め方に関する方向性の検討を行う。

- (1) 事業手法の整理
- (2) 事業範囲・役割分担の検討
- (3) リスク分担の検討

第9項 (仮称)三木市ごみ処理施設整備検討委員会の運営支援業務

(仮称)三木市ごみ処理施設整備検討委員会に対し、コンサルタントとしての専門的見地から情報の収集および資料の提供を行うとともに、会議への出席(4回程度を想定)、説明及び会議のための事前資料並びに会議録作成等の運営支援業務を行う。

なお、会議への出席は、原則4回程度とするが、運営上増減が生じた場合は、本市と受託者において協議するものとする。

第2節 循環型社会形成推進地域計画策定業務

本業務は、次期ごみ処理施設整備事業に際し、循環型社会形成推進交付金制度に基づき、市町村の自主性と創意工夫及び明確な目標設定のもと総合的に施設整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを内容とする「三木市循環型社会形成推進地域計画」の策定及び交付金申請に係る添付書類の整理並びに循環型社会形成推進協議会資料の作成等を行い、本事業の交付金申請手続きを円滑に進めるものとする。

第1項 循環型社会形成推進地域計画の策定

廃棄物処理法第5条の2に基づく基本方針等を踏まえ、環境省所定の様式を含め、「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」（平成31年3月改訂環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）及び「循環型社会への改革—RecipeBook」（平成18年5月環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）に沿って概ね下記内容について定めること。

ただし、今後、国及び県からの通知及び通達等によって、本業務に係る内容変更または追加等が必要となった場合は、それに基づいて作成するものとする。

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

地域計画の策定にあたり、対象となる一般廃棄物処理の対象区域を明確にし、対象地域図を作成する。

(2) 計画期間

本計画では、5年間の標準とし最長7年間の計画とする。

(3) 基本的な方向

本市における、各産業の経済活動、一般廃棄物の発生状況等、特性を十分に把握し、計画の目的を決定し、計画により地域が目指す姿を明確にする。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

本市における、過去5年間以上の一般廃棄物処理の実績を十分に把握し、一般廃棄物の処理目標を設定するものとする。

① ごみ処理

過去5ヶ年以上の排出量、再生利用量、熱回収量、減量化量、最終処分量等の各種指標を含めたごみ処理の現状についてまとめる。

② 生活排水処理

過去5ヶ年以上の生活排水の処理人口（下水処理人口、集落排水人口等）や生活排水処理量の現状についてまとめる。

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

① ごみ処理の目標

- ・排出量の指標
 - ・再生利用量の指標
 - ・エネルギー回収量の指標
 - ・減量化量の指標
 - ・最終処分量の指標
 - ・その他必要と思われる指標の目標値
- ② 生活排水処理の目標
- ・公共下水道人口
 - ・農業集落排水施設等人口
 - ・合併処理浄化槽等人口
 - ・未処理人口
 - ・汲み取りし尿量
 - ・浄化槽汚泥量

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進施策

発生抑制や再使用に関する施策の現状を取りまとめ、今後の循環型社会形成に向けて、地域で解決可能な有効・必要となる施策についてとりまとめる。

- ① ごみ
- ・有料化
 - ・環境教育、普及啓発、助成
 - ・マイバック運動・レジ袋対策など
 - ・使用可能な家具類等の譲渡会や不用品交換会などのリユースの拡大
- ② 生活排水

(2) 処理体制

- ① ごみ処理の現状と今後
- ・家庭ごみの処理体制
 - ・事業系一般廃棄物の処理体制
 - ・一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物
- ② 生活排水処理の現状と今後
- ③ 今後の処理体制の要点

(3) 処理施設の整備

一般廃棄物の処理の目標（3R推進のための目標）を実現するため、処理施設の整備に係る政策パッケージを定めるものとする。

- ① 交付金対象施設の整備に関する検討資料作成
- ② 整備対象となる施設の基本的諸元

- ③ 概算事業費、財源計画
- ④ 事業整備スケジュール
- ⑤ 施設整備の背景
- ⑥ その他、必要事項

(4) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備に関する調査・計画・設計等の事項を明確にするものとする。

(5) その他の施策

その他、施設整備や処理体制などに直接関係のない施策についても協議・検討し明らかにするものとする。

- ① 情報収集、普及啓発、環境教育、調査、再生利用先の確保・再生製品の需要拡大等に関する事項。
- ② NPOや地域住民との協働に関する事項
- ③ NPOや地域住民に対する助成等に関する事項
- ④ 不法投棄対策に関する事項
- ⑤ 災害時の廃棄物処理に関する事項

4 計画のフォローアップと事後評価

策定された本計画のフォローアップ及び事後評価の方法を明確にする。

(1) 計画のフォローアップ

地域計画における進捗状況のフォローアップ体制及び方法を明確にするものとする。

(2) 事後評価

地域計画期間終了に伴う、事後評価体制及び方法を明確にするものとする。

5 循環型社会形成推進地域計画添付書類の作成

循環型社会形成推進地域計画に、添付が必要な資料についてとりまとめる。

具体的には、予定する交付金対象事業に関する施設概要や計画支援事業を取りまとめるとともに、概算事業費の算定を行うものとする。

概算事業費の算定に当たっては、今後検討する交付対象事業に関して、現時点で可能な範囲の整備内容にて既存資料を基に設定するものとする。

◆様式作成

- (1) 添付資料（対象地域図、目標の設定に関するグラフ等、分別区分説明資料）
- (2) 様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1
- (3) 様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2
- (4) 様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧
- (5) その他添付資料

- ① 参考資料様式（各計画施設概要）
- ② 参考資料様式（計画支援概要）
- ③ その他必要な参考資料

6 関係機関協議、打合せ

地方環境事務所及び兵庫県担当部局等との協議について、本市から資料作成や協議への同席を求められた場合、受注者は誠意をもってこれにあたり、必要に応じ関係部局との協議に同行するものとする。

－以 上－